

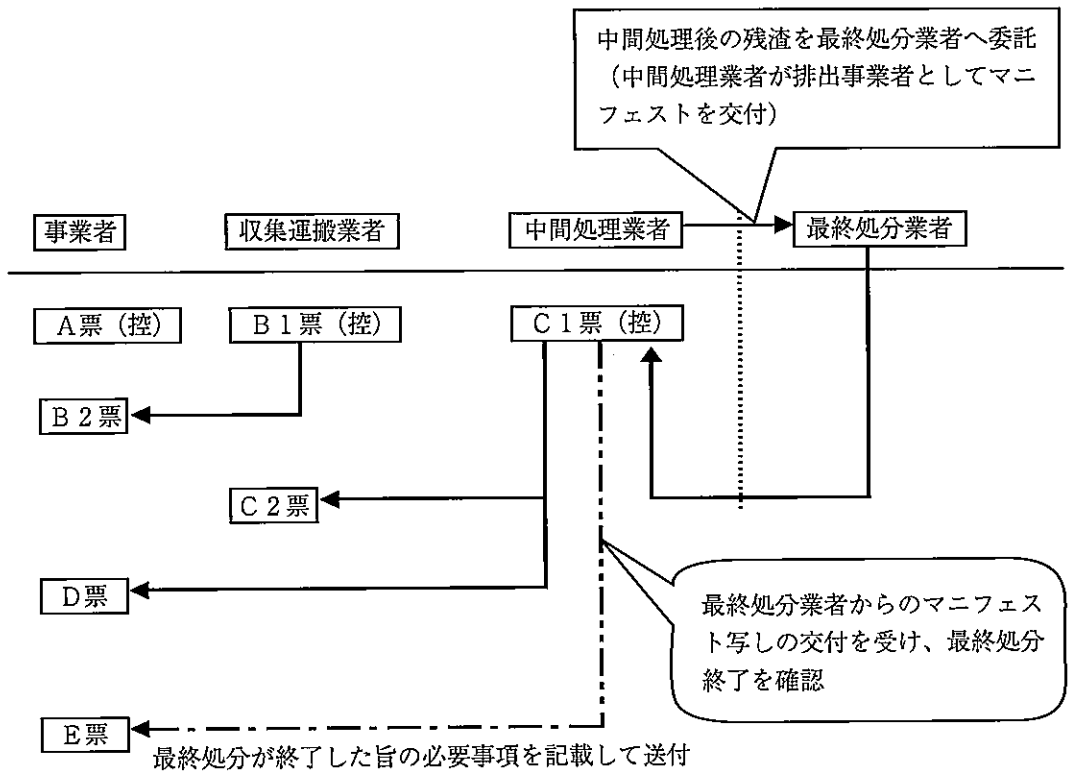
2-3-3-2 管理票の交付

▶廃棄物規8の20

事業者や中間処理業者が管理票を交付する際には、次の要領によって行う。

交付要領	
①	産業廃棄物の種類ごとに交付する。
②	引渡しに係る当該産業廃棄物の運搬先が2以上である場合にあっては、運搬先ごとに交付する。
③	産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付する。
④	中間処理業者は、交付又は回付された当該産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付する。
⑤	事業者は、交付した管理票の控えを、収集運搬委託者及び中間処理業者から管理票の写しが送付されたときは、内容に相違がないことを確認し、保管する。

管理票のフロー



A票：事業者の控え

B 1票：収集運搬業者の控え

C 1票：中間処理業者の控え

D票：処分終了票

B 2票：運搬終了票

C 2票：収集運搬業者のための処分終了票

E票：最終処分終了票

ポイント

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付
マニフェストは、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付しなければならない。
- （例1）1台の運搬車で2種類の産業廃棄物を運ぶ場合、産業廃棄物の種類ごとにマニフェスト（合計2枚）を交付する。
- （例2）2台の運搬車で同じ種類の産業廃棄物を運ぶ場合、運搬車ごとにマニフェスト（合計2枚）を交付する。
- （例3）1台の運搬車で2か所の中間処理場に産業廃棄物を運ぶ場合、中間処理場ごとにマニフェスト（合計2枚）を交付する。
- 管理票の交付を要しない場合（廃棄物規8の19）
産業廃棄物の収集運搬及び処分を環境大臣から再生利用に係る認定を受けた者や広域処理に係る認定を受けた者などに委託した場合には、管理票を交付する必要はない。

2-3-3-3 管理票の記載事項

▶廃棄物法12の3①

事業者又は中間処理業者（管理票交付者）は、廃棄物処理法施行規則様式2号の6の管理票に次の事項を記載しなければならない（廃棄物規8の21～25・様式2の6）。

記載事項
① 管理票の交付年月日及び交付番号
② 運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称及び住所
③ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
④ 管理票の交付を担当した者の氏名
⑤ 運搬又は処分を受託した者の住所
⑥ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地
⑦ 産業廃棄物の荷姿
⑧ 最終処分を行う場所の所在地
⑨ 中間処理業者の場合、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号
⑩ 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

運搬受託者は、管理票に次の事項を記載し、運搬が終了した日から10日以内に管理票交付者に送付しなければならない。

記載事項
① 氏名又は名称
② 運搬を担当した者の氏名
③ 運搬を終了した年月日
④ 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、拾集量

処分受託者（中間処理業者又は最終処分業者）は、管理票に次の事項を記載し、処分が終了した日から10日以内に管理票交付者に送付しなければならない。

記載事項
① 氏名又は名称
② 処分を担当した者の氏名
③ 処分を終了した年月日
④ 当該処分が最終処分である場合にあっては、当該最終処分を行った場所の所在地

罰 則

- ① 管理票を交付せず、又は規定された事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者は、6か月以下の懲役又は、50万円以下の罰金に処せられる（廃棄物法29三）。
- ② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対しても、50万円以下の罰金刑が科せられる（廃棄物法32二）。

2-3-3-4 管理票の写しの保存

▶廃棄物法12の3⑤

管理票交付者は、運搬受託者及び処分受託者から管理票の写しの送付を受けたときは、運搬又は処分が終了したことを管理票の写しにより確認し、かつ、管理票の写しを当該送付を受けた日から5年間は保存しなければならない（廃棄物規8の26）。

罰 則

- ① 管理票の写しを保存しなかった者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（廃棄物法29七）。
- ② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対しても50万円以下の罰金刑が科せられる（廃棄物法32二）。

2-3-3-5 管理票交付者の報告書

▶廃棄物法12の3⑥

管理票交付者（事業者及び中間処理業者）は、管理票の交付状況等に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付状況等を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」にまとめ、提出する。ただし、同一の都道府県又は政令で指定する市の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、1つの事業場とする（廃棄物規8の27・様式3）。

2-3-3-6 措置内容等報告書

▶廃棄物法12の3⑦

管理票交付者は、(1)に掲げる期間内に、管理票の写しの送付を受けないとき、又は所定の事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速

やかにその委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、(2)に掲げる適切な措置を講じなければならない(廃棄物規8の28・8の29・様式4)。

(1) 管理票の写しの送付を受けるまでの期間

管理票の写しの送付を受けるまでの期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものとする。

区 分	期 間
① 管理票の写し(B2票及びD票)の送付	管理票の交付の日から90日(特別管理産業廃棄物に係る管理票にあっては、60日)
② 最終処分が終了した旨が記載された管理票の写し(E票)の送付	管理票の交付の日から180日

(2) 管理票交付者が講ずべき処置

管理票交付者は、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、(1)に掲げる期間が経過した日から30日以内に、「措置内容等報告書」を都道府県知事に提出しなければならない。

2-3-3-7 勧告及び命令

▶廃棄物法12の6

都道府県知事は、事業活動に伴い廃棄物を排出する事業者が管理票の交付・回付、管理票の保存、虚偽の管理票の交付に関する定めを遵守していないと認めるときは、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨を勧告し、勧告を受けた事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。さらに、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。

罰 則

- ① 改善命令に違反した者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(廃棄物法29十二)。
- ② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対しても50万円以下の罰金刑が科せられる(廃棄物法32二)。

2-3-3-8 電子マニフェスト

▶廃棄物法12の5

電子マニフェスト制度は、紙の管理票に代え、事業者、収集運搬業者及び処分業者の三者が電子化されたマニフェスト情報を財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話で登録し、情報を交換するものである。電子マニフェスト制度を利用する者は、管理票の写しなどを保管する必要はなく、また、管理票交付状況等に関する報告書を都道府県知事に提出する必要もない。

2-3-3-9 情報処理センターへの登録手続

▶廃棄物法12の5①

産業廃棄物の処分に当たって、電子マニフェストを利用する場合には、あらかじめ、その旨を情報処理センターに登録する。登録手続は、次のとおり(廃棄物規8の31の2)。

登録手続	
①	産業廃棄物の種類ごとに登録すること。
②	引渡しに係る産業廃棄物の運搬先が2以上である場合にあっては、運搬先ごとに登録すること。
③	産業廃棄物の種類（産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量、受託者の氏名又は名称、運搬先の事業場の名称及び所在地、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地並びに登録を識別するための番号（登録番号）を運搬受託者及び処分受託者に通知した後、登録すること。
④	産業廃棄物の種類（産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
⑤	中間処理業者（⑥を除く。）にあっては、産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号等について、通知事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
⑥	中間処理業者（産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。）にあっては、最終処分を行う場所の所在地及び交付又は回付された管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号について、交付又は回付された管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、登録すること。

罰 則

- ① 登録をする場合において虚偽の登録をした者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（廃棄物法29十）。
- ② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対しても50万円以下の罰金刑が科せられる（廃棄物法32二）。

2-3-3-10 電子マニフェストの運用要領

▶廃棄物法12の5①～⑦

電子マニフェストの運用は、次の要領によって行う（廃棄物規8の31の3～8の35）。

運用要領	
事業者	産業廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引き渡した日から3日以内に、マニフェスト情報を情報処理センターに登録する。
収集運搬業者	委託を受けた産業廃棄物の運搬を終了した日から3日以内に、運搬担当者の氏名、運搬終了日、登録番号等を情報処理センターに報告する。
処分業者	<p>【中間処理業者の場合】</p> <p>① 委託を受けた産業廃棄物の処分終了日から3日以内に、処分担当者の氏名、処分終了日、登録番号等を情報処理センターに報告する。</p> <p>② 最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、最終処分が適正に終了したことを確認の上、情報処理センターに最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び登録番号</p>

	<p>を報告する。</p> <p>【最終処分業者の場合】</p> <p>① 委託を受けた産業廃棄物の最終処分終了日から3日以内に、処分担当者の氏名、最終処分終了日、最終処分場所の所在地、登録番号を情報処理センターに報告する。</p> <p>② 情報処理センターの使用者でないときは、最終処分が終了した日から10日以内に、最終処分が終了した旨を記載した管理票の写しを中間処理業者に送付する。</p>
情報処理センター	<p>① 産業廃棄物の最終処分終了の登録を受けたとき、排出事業者及び中間処理業者に登録された産業廃棄物の一連の処理が完了したことを、遅滞なく、通知する。</p> <p>② 登録された産業廃棄物のマニフェスト情報をファイルに記録し、5年間保管する。</p>

事業者が情報処理センターに登録するマニフェスト情報の内容は、次のとおり（廃棄物規8の32）。

マニフェスト情報の内容	
①	産業廃棄物の引渡し年月日及び登録年月日並びに登録番号
②	氏名又は名称及び住所
③	産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
④	産業廃棄物の引渡しを担当した者の氏名
⑤	運搬又は処分を受託した者の住所
⑥	運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
⑦	産業廃棄物の荷姿
⑧	産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
⑨	中間処理業者（⑩を除く。）にあっては、産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号
⑩	中間処理業者（産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。）にあっては、交付又は回付された産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号
⑪	産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

罰 則

- ① 情報処理センターの使用者である産業廃棄物処理業者で、処理が終了した日から3日以内に、情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（廃棄物法29十一）。
- ② 情報処理センターの使用者でない産業廃棄物の最終処分者で、最終処分が終了した日から10日以内に、管理票の写しを中間処理業者に送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（廃棄物法29六）。
- ③ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関し、①又は②の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対しても50万円以下の罰金刑が科せられる（廃棄物法32二）。

2-3-3-11 事業者による措置報告

▶廃棄物法12の5⑨・⑩

事業者は、表に示す期間内に運搬、中間処理及び最終処分が終了した旨の報告をせず情報処理センターから通知を受けたとき、又は虚偽の内容を含むときは、速やかに当該通知に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、期間が経過した日から30日以内に、廃棄物処理法施行規則様式5号による報告書を都道府県知事に提出する（廃棄物規8の37・8の38・様式5）。

区 分	期 間
① 運搬又は中間処理が終了した旨の報告	登録の日から90日（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、60日）
② 最終処分が終了した旨の報告	登録の日から180日

2-3-3-12 情報処理センターによる電子マニフェストの管理

▶廃棄物法12の5⑦・⑧

情報処理センターは、登録された産業廃棄物のマニフェスト情報をファイルに記録し、5年間保管する。また、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における電子マニフェストの運用状況及び次の事項を記載した文書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出する。したがって、管理票交付者は、紙ベースの産業廃棄物管理票と異なり、管理票交付状況等に関する報告書を都道府県知事に提出する必要はない（廃棄物規8の35・8の36）。

記載事項
① 事業者の氏名又は名称、住所及び業種
② 事業場の名称及び所在地
③ 産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び運搬又は処分を受託した者の区分に応じた登録回数
④ 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び許可番号並びに運搬先の事業場の所在地

2-3-4 産業廃棄物収集運搬業の許可

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。産業廃棄物と特別管理産業廃棄物に関する処理基準等はその特性から異なるものの、許可制度はほぼ同一である。

2-3-7-2 特別管理産業廃棄物の委託の基準

▶ 廃棄物法12の2④・⑤

特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、次の委託基準（廃棄物令6の6）に従うとともに、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

委託の基準

- ① 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。
- ② 特別管理産業廃棄物の運搬にあつては、他人の特別管理産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする特別管理産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- ③ 特別管理産業廃棄物の処分又は再生にあつては、許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の特別管理産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする特別管理産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- ④ 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次の事項が含まれ、かつ、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し又は再生利用等の認定証の写しを添付する。
 - a 委託する特別管理産業廃棄物の種類及び数量
 - b 特別管理産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
 - c 特別管理産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
 - d 特別管理産業廃棄物の処分（最終処分を除く。）を委託するときは、当該特別管理産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
 - e 委託契約の有効期間
 - f 委託者が受託者に支払う料金
 - g 受託者が特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
 - h 特別管理産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる特別管理産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
 - i 特別管理産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合において、委託契約に係る特別管理産業廃棄物が安定型特別管理産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
 - j 特別管理産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - k 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等特別管理産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - l 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

- m 委託する特別管理産業廃棄物に石綿含有特別管理産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
 - n その他当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
 - o 委託契約の有効期間中に当該特別管理産業廃棄物に係る取扱情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
 - p 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
 - q 委託契約を解除した場合の処理されない特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項
- ⑤ 委託契約書及び許可書等の写しをその契約の終了の日から5年間保存すること。
- ⑥ 特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分等の再委託の承諾をしたときは、承諾書の写しをその承諾をした日から5年間保存すること。

2-3-7-3 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任

▶廃棄物法12の2⑥・⑦

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合は、他に管理者を選任する必要はない。

特別管理産業廃棄物管理責任者の主な資格は、次のとおり（廃棄物規8の17）。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格	
感染性産業廃棄物を生ずる事業場	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士 ② 大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者
感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場	<ul style="list-style-type: none"> ① 大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ② 高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ③ 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ④ 前記の者と同等以上の知識を有する者と認められる者

罰 則

- ① 特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかつた者は、30万円以下の罰金に処せられる（廃棄物法30四）。
- ② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対しても30万円以下の罰金刑が科せられる（廃棄物法32二）。

7-5-8 登録の取消し等の場合における解体工事の措置

▶建設法29

解体工事業者について、登録の有効期間を経過したこと若しくは廃業したことにより登録が効力を失ったとき、又は不正な手段により登録を受けたことなどにより登録が取り消されたときは、当該解体工事業者であった者又はその一般承継人は、登録がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る解体工事に限り施工することができる。この場合、次の点に留意しなければならない。

留意事項

- ① 登録がその効力を失った後又は登録の取消し処分を受けた後、遅滞なく、その旨を当該解体工事の注文者に通知しなければならない。
- ② 解体工事の注文者は、①の通知を受けた日又は登録がその効力を失ったこと、若しくは処分があったことを知った日から30日以内に限り、その解体工事の請負契約を解除することができる。
- ③ 都道府県知事は、公益上必要があると認めるときは、当該解体工事の施工の差止めを命ずることができる。
- ④ 解体工事を施工する解体工事業者であった者又はその一般承継人は、当該解体工事を完成する目的の範囲内においては、解体工事業者とみなす。

罰 則

- ① 登録がその効力を失ったことを解体工事の注文者に通知しなかった者は、20万円以下の罰金に処せられる（建設法51二）。
- ② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、20万円以下の罰金刑が科せられる（建設法52）。

7-5-9 解体工事の施工技術の確保

▶建設法30

解体工事業者は、解体工事の施工技術の確保に努めなければならない。主務大臣は、施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずる。

7-5-10 技術管理者の設置等

▶建設法31

(1) 技術管理者の選任

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で基準に適合する技術管理者を選任しなければならない。技術管理者の主な資格要件は、次のとおり（解体工事登録省令7）。

技術管理者の基準

- ① 解体工事に関し高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後4年以上又は大学若しくは高等専門学校（専門学校を含む。）を卒業した後2年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学

(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科(土木工学等に関する学科)を修めたもの

- ② 解体工事に関し8年以上実務の経験を有する者
- ③ 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は国土交通大臣が指定する講習を受講したもの
 - a 解体工事に関し高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後3年以上又は大学若しくは高等専門学校を卒業した後1年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学等に関する学科を修めたもの
 - b 解体工事に関し7年以上実務の経験を有する者
- ④ 国土交通大臣が指定する試験に合格した者

(2) 技術管理者の職務

解体工事業者は、その請け負った解体工事を施工するときは、技術管理者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該解体工事に従事しない場合は、この限りでない(建設法32)。

罰 則

- ① 技術管理者を選任しなかった者は、20万円以下の罰金に処せられる(建設法51三)。
- ② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、20万円以下の罰金刑が科せられる(建設法52)。

ポイント

- 登録の取消し
技術管理者を選任していない者は、解体工事業者の登録が取り消されることがある(建設法35)。

7-5-11 標識の掲示

▶建設法33

解体工事業者は、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、解体工事登録省令別記様式7号により、次の事項を記載した標識を掲げなければならない(解体工事登録省令8・様式7)。

記載事項
① 商号、名称又は氏名
② 登録番号
③ 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
④ 登録年月日
⑤ 技術管理者の氏名

罰 則

- 標識を掲げない者は、10万円以下の過料に処せられる(建設法53三)。